

小林市国際化・多文化共生推進計画
令和元（2019）年度～令和7（2025）年度
概要版

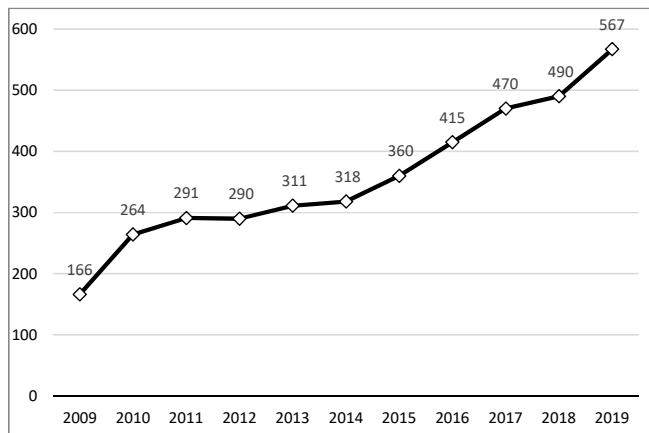
1. 小林市における外国人市民数の推移

総人口： 43,955 人
外国人市民数： 567 人
(令和元年12月末現在)

在留外国人数の推移

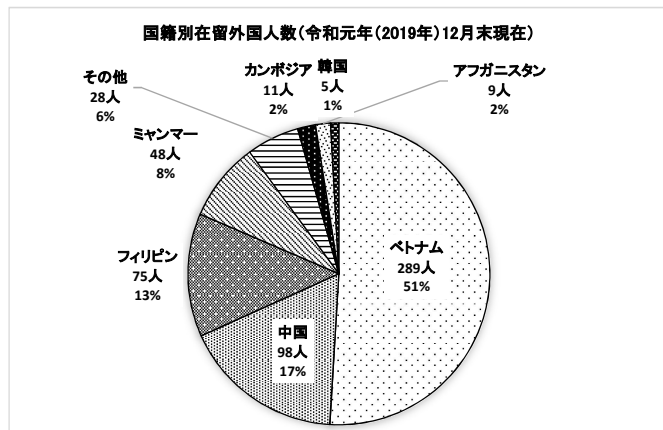
市全体の人口が減少するなか、本市における在留外国人数（※1）は平成21年（2009年）が259人、令和元年（2019年）が567人と、この10年で約2倍に増加しており、この傾向は今後も続くものと考えられます。

※1：平成23年以前は、旧外国人登録法に基づいた自治体に外国人登録をしていた人の数。



「住民記録外国人国籍・地域別人員集計表」から作成

2. 小林市の国籍別外国人市民数



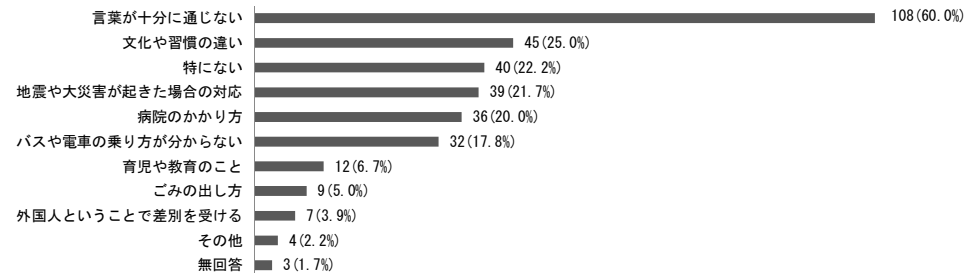
「住民記録外国人国籍・地域別人員集計表」（小林市）から作成

国籍から見る在留外国人数
本市における在留外国人数は、国籍別にベトナム（289人）、中国（98人）、フィリピン（75人）の順に多くなっています。
ベトナム国籍の外国人が増加しています。この一因として、企業における外国人技能実習生の増加などが考えられます。
今後も、企業の人材受け入れの増加により、東アジア諸国との交流がさらに活発化していくことが予想されます。

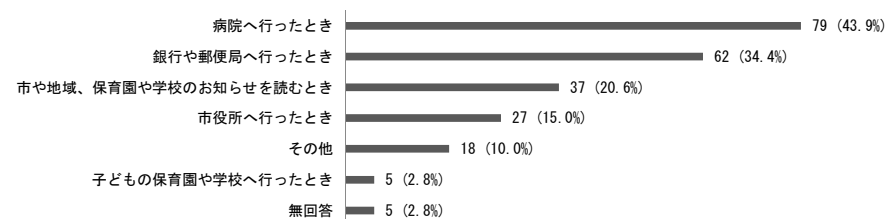
3. 小林市国際化推進に係る外国人向けアンケート

誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」と「国際化」を推進するため、外国人市民を対象としたアンケートを平成29年（2017年）8月30日から9月19日までの期間で実施しました。

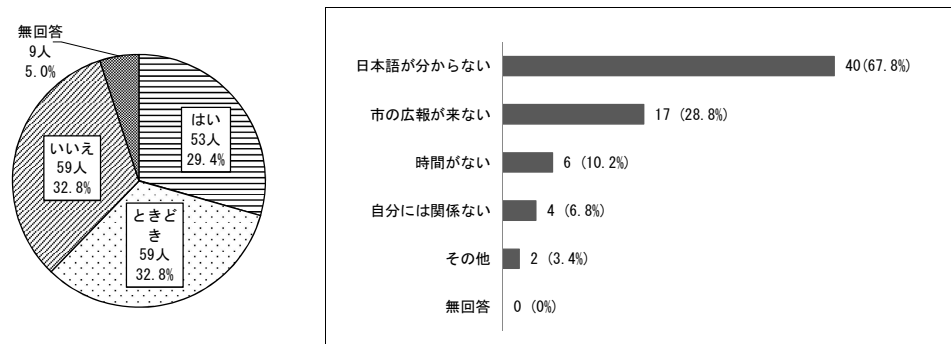
普段の生活で困っていること心配なことについて、「言葉が十分に通じない」が60.0%で最も多く、以下、「文化や習慣の違い」が25.0%、「地震や大災害が起きた場合の対応」が21.7%などとなっています。



普段の生活で困っていることや心配なことについて「言葉が十分に通じない」と回答した人のうち、「どんな時に言葉が通じなくて困るか」という問いに、43.9%の人が「病院へ行ったとき」、34.4%の人が「銀行や郵便局へ行ったとき」、20.6%の人が「市や地域、保育園や学校のお知らせを読むとき」と回答しました。



市の広報紙など市から届くお知らせを読んでいるかについて、「はい」が29.4%、「ときどき」が32.8%、「いいえ」が32.8%でした。「いいえ」と回答した人の読まない理由としては、「日本語がわからない」が67.8%で、以下、（自治会に加入していないため）「市の広報が来ない」が28.8%などとなっています。



「市からのお知らせで、あなたが話せる言語で情報があればよいと思うものは」という問いに、「広報こぼやし、お知らせ版」が43.9%、「健康診断のお知らせ」が43.3%、「防災ガイドブック」が33.9%などとなっています。
外国の方にも暮らしやすい小林市にするために必要なことについて、「多言語での情報提供」が65.0%と最も多く、以下、「日本語を勉強できる機会を増やす」が51.1%、「災害時の情報提供や避難支援」が46.7%などとなっています。

4. 策定の趣旨

日本を訪れる外国人観光客数も増加傾向にあり、宮崎県における外国人宿泊客は平成20年(2008年)が85,241人、平成29年(2017年)が225,914人(※1)と、この10年で約2.6倍(140,673人)に増えています。一方、本市における平成30年度(2019年度)の外国人観光客数は7,634人となっており、一定数の観光客が訪れています。(※2)このように本市内においても外国人と接する機会が増えていく現状において、わたし達市民は、お互いの文化や考え方を理解し、違いを尊重し合うことが重要です。

※1 「平成30年度宮崎県の国際化の状況」(宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課)

※2 「観光入込客数等調査票」(小林市)

なお、推進計画策定においても、平成29年(2018年)12月の「外国人材受入れ・共生のための総合的対応(関係関係会議決定)や平成30年(2019年)4月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省の設置法の一部を改正する法律」施行、平成30年(2019年)6月「みやざきグローバルプラン(宮崎県)」策定などの動向から、本市でも平成30年(2019年)7月に「小林市国際化・多文化共生推進計画策定市民会議」や「小林市国際化・多文化共生推進計画庁内調整会議」など市内の主な関係機関と庁内関係機関から幅広く意見を聴取し策定に至っています。

5. 基本方針

本市の外国人市民は、増加傾向にあり、県内においても宮崎市、都城市に次いで3番目となっています。本市のみならず全国的な傾向である少子高齢化と生産年齢人口の減少と、このことを背景とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行により、外国人市民は今後ますます増加すると見込まれます。

また、一方でグローバル化が進む国際社会の進展に的確に対応していくためには、お互いの文化、考え方の違いを理解し、その違いを尊重しあうことができるような国際感覚豊かな人材の育成が急務です。

国際化及び多文化共生を進めることは、グローバル社会に対応できる人材を育成し、ひいては、多様な市民による持続可能なまちをつくることです。

文化・言語の異なる外国人市民と地域で共に生活していくことができるよう、更には、本市を訪れる外国人が快適で充実した生活を送ることができるように国際化・多文化共生社会に対応した環境及び情報提供体制の整備を進め、必要に応じた情報を提供できる体制を整えることに努めます。

そのため、本市の国際化の現状や課題を踏まえ、今後推進すべき施策の基本の方針として次の3つを設定し、具体的な施策の展開を図ります。

- 基本方針1 市民の国際感覚の醸成
- 基本方針2 外国人市民への支援
- 基本方針3 国際化推進体制の構築

6. 策定期間

この計画は、第2次小林市総合計画を上位計画とする個別計画であり、今後の本市の国際化・多文化共生施策に関する基本的な方向性を定めるものです。

第2次小林市総合計画の基本構想は、令和7年度(2025年度)を目標とした構想として、長期的な視点に立って本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考えを示した市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです

(※3)。このため、本計画においても、令和元年度(2019年度)から令和7年度(2025年度)までの7年間に取り組むべき方向性を示します。

なお、期間が終了する前であっても、社会情勢の大きな変化など必要が生じた場合には見直しを行います。

※3 現在、総合計画の個別計画である小林市国際化推進方針を本計画へ替えるものです。

7. 施策の体系

